

## 第三者評価結果（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

一般社団法人京都ボランティア協会
------------------

### ②施設名等

名称	積慶園
施設長氏名	古村 正哉
定員	66名
所在地(都道府県)	京都府
所在地(市町村以下)	京都市西京区樫原角田町1-42
TEL	975-392-6351
URL	

### ③理念・基本方針

信教を肯定した人間形成 信念・・・諸事に徹し不動を貫く（芯が通った真っ直ぐな心） 礼節・・・社会人として礼儀と節度を培う（礼儀正しい行い） 善行・・・善行を積み社会に奉仕する（人のためになる行い） 感謝・・・自然と人の恵みを識り、この世に生を享けたことを喜び感謝する（全ての物や事に感謝する気持ち）
---

### ④施設の特徴的な取組

たくましく・忍耐強く・おもいやりのある人間育成をモットーに、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア、本園の小規模グループケアの特徴を生かして、家庭的な生活支援を展開しています。今年度、巣立ち委員会を立ち上げ、巣立ちのプロジェクトで高校2・3年生を対象に退所後の生活への見通しが立てられるような取組みや子どものアフターケアに取り組んでいます。また、今年度から自立支援コーディネーター事業を始め、アフターケアに力を注いでいます。施設が地域福祉の一員として、地域に施設の開放と、児童問題のエキスパートとしての自覚をもち地域活動に積極的に参加しています。
---

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2019/5/29
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2020/2/13
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 28 年度

### ⑥総評

<p>児童福祉法が改正され子どもの権利が見直される中で「新しい社会的養育ビジョン」の制定により施設を取り巻く状況が大きくクローズアップされています。社会的養育推進計画で分園型児童養護施設・小規模グループケア・本園の養育グループの養育単位を少人数にして当たり前の家庭での生活に近づけるように養育の在り方を追求されています。また、日々の食事を自分たちで作りたいホームにはその意向を大切に自分たちでの食事づくりに取り組むなど、ホームに裁量権が任されること、より一層主体的に運営が出来るようになっていきます。職員一人ひとりが組織の中で役割をもって動け、各自が希望する養育の実践が出来、子どもも希望を出して実現していく経験をする事は、全体の雰囲気明るくのびやかにさせている要因だと思います。</p> <p>（良かった点）</p> <p>○アフターケアの取り組み 今年9月に、巣立ち委員会を立ち上げ、巣立ちのプロジェクトで高校2・3年生を対象に退所後の生活への見通しが立てられるような取組みや退所後のアフターケアに取り組んでいます。アフターケアの取り組みは、退所後一年間に三回の訪問や連絡の様子を把握し相談にのり、アフターケア記録に記入しています。今年度から自立支援コーディネーターの配置で退所児童が22歳になるまでは継続して就職先などの訪問や電話による支援を元担当職員と該当部署が中心に体制を組んで積極的に取り組んでいます。</p> <p>○施設の整備 本園の改修により、各ホームが改装され、壁紙や床の色や素材など子どもの希望を取り入れてホームごとに違った趣になっています。中学生は二人部屋ですがプライベート空間づくりに家具の配置を工夫し、高校生になれば一人部屋になります。各ホームの浴室の設置で生活がホームで完結でき、一人ひとりに合わせた当たり前の生活が展開されています。破損箇所は速やかにそのつど修繕され、子どもにとって居心地の良い環境づくりをしています。小規模グループケアも2ホームの増設で家庭的な雰囲気子どもが生活しやすいように工夫されています。</p> <p>○家庭的養育の実践 アルバイトに行く高校生の食事を先に準備しておいたり、「今から寝るし1時間たったら起こして」と寝に行く子どもやクラブ活動で遅く帰ってきた子どもには食事前の忙しい時間帯でも宿題を促したり、また、食後の片づけをしながら時間割を合わせた子の点検をしたり「食事までにお風呂に入っとく？」と尋ねながら促しています。食事の時には食べ物の話や「今日は一緒にお風呂入れる？」「一緒に寝て！」など、子ども達の会話が弾んでいます。食後はテレビを見ながらおかしを食べたり、トランプをする子どもなど、子どもに合わせた生活を過ごせています。</p> <p>（改善が望まれる点） 事業所として現在整備中の課題ではありますが、続行され実践されることを期待します。</p>
---

○権利ノートの活用

子どもへの自他の権利についての正しい理解を促す取り組みとして、権利ノートの活用は児童相談所と連携しながら、入園時に読み合わせで丁寧に一人一人に伝え説明しています。また、日常生活の中で、折にふれて友達や自分も大切な存在であることを伝えていますが、入園時以降の権利ノートの活用は出来ていませんでした。子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料などを使用して生活の中で保障される様々な権利について分かりやすく説明することが求められます。

○総合的な人事管理

職員一人ひとりが目標を設定し自らの将来を描くことが出来る仕組みづくりとして、一定の基準に基づいた職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度などの明確化。職員の意向・希望を確認するコミュニケーションの必要性からも定期的なヒヤリングがもとめられます。この目標管理のための仕組みを構築するために、職員個々の目標管理や職員の希望を確認するヒヤリングを行うなど総合的な人事管理の実施が望まれます。

○職員の育成

研修委員による研修計画で教育・研修が実施され受講後にはレポート提出を義務付けていますが、職員一人ひとりの必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の実施が求められることから、階層別研修の位置づけと職員別の研修履修表が必要です。

○スーパービジョンの体制

職員が一人で問題を抱え込まないように、定期的にテーマを設定して職員相互が評価し、助言し合うことを通じて、職員一人一人が援助技術を向上させ施設全体の養育・支援の質を向上させるスーパービジョンの取り組みが求められます。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の第三者評価を受診して 本園の課題・また至らぬ点が はっきりと 分かりました。今後 すみやかに改善・整備等をして より良い 施設運営に 努めてまいりたいと 考えています。長時間に わたり ありがとうございます。

⑧第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】 積慶園の信条を理念とし人間形成として貫くありかたを基本方針として職員の行動規範となっている。理念や基本方針はホームページや要覧に記載している。積慶園要覧を見直し法人の姿勢や大切にしていることが読み取れ、「信条・理念はどの時代にもゆるぎなく、私たちを支え、後押しをし力を与え続けています」とおおきく掲載している。理念や基本方針は新規採用者の研修や年度初めの職員会議で周知している（議事録で確認）保護者や子どもには要覧や入所のしおり、ルールブックで説明している。理念・基本方針は園内に掲示し、常に職員・子ども・保護者の目に触れるようにしている。	

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
【コメント】 京都市児童養護施設長会議（月1回）に出席し、国や府市の社会福祉事業の動向や情報を知る機会になっている。児童相談所からは支援を必要とする子どもに関するデータを得、京都市のはぐくみ室との連携で地域のニーズや課題を把握している。園長が主になり事務職員とともに子どもの推移やコスト分析、利用率などの分析をし主任代表者会議で分析している。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】 経営環境や経営状況は各委員会（研修・事業・養育検討・防災）や各会議（主任代表者会議・主任会議・リーダー会議・ホーム会議・ブロック会議・職員会議）を開催し検討の場としている。理事会も定期的に行われ経営状況や改善すべき課題について共有し、理事会の内容を主任会議や職員会議で園長から報告している。経営課題の解決・改善に向けて各委員会や各会議で検討している。	

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
【コメント】 「社会的養育推進計画」は「新しい社会的養育ビジョン」にそって、家庭養育優先とした計画（ユニット内人数の縮小化とグループホームを増やす方向）を作成している。また、里親委託制度の推進によって家庭的な生活に近づけて行く方向で取組んでいる。中・長期計画は国の動向や施設の現状を踏まえ主任代表者会議で検討されている。中・長期の収支計画が作成され、事業計画の実現に向けて取り組んでいる。社会的養育推進計画は3期に分けて10年計画で将来像を示している。中・長期計画は京都市の福祉計画の策定動向により現在見直している。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
【コメント】 中・長期計画と連動した単年度計画は、各ホーム会議や各委員会の意見を吸い上げた主任・副主任代表者会議で新年度に向けて事業目標を挙げ具体的な内容の事業計画が策定されている。単年度の計画は事業を実施し、反省、見直しを各委員会や各会議でできるように作成されている。今年、新たに京都市の事業として予算を計上し、自立支援コーディネーター事業を立ち上げ、担当者を置きアフターケアに取り組んでいる。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者 評価結果
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
【コメント】 単年度計画は、各委員会で前年度の課題点を検討し次年度に向けて話し合い、それを主任・副主任の代表者会議で検討し毎年作り直している。ホーム内での意見はホーム会議でまとめ、主任・代表者会議で検討したもの、各委員会での意見をまとめたものを、職員会議で提案し話し合っている。事業計画は各委員会で評価や見直しを行い、年度末にふり返る手順となっている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
【コメント】 「積慶園だより」に今年度の方向性や折々の事業と取り組む姿勢や感想などを掲載しているのを保護者に渡している。保護者への伝え方は工夫をしそれぞれの保護者に合った方法で伝えている。保護者に会う機会に口頭で伝えていることが多い。子どもには年2回の子ども会やホーム会議で知らせると共に各ホームに掲示している。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】 各委員会や会議を組織化し定期的を開催し、事業の実施後に必ず振り返りを行っている。また年度末には一年間の評価を行うなど分析・課題を明確にし、再度職員会議に降ろされ、見直して次年度計画につなげている。自己評価を毎年行い三年ごとに第三者評価を受審している。評価結果を職員会議で報告し改善に向けて取り組んでいる。		
②	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】 第三者評価受審後の報告を職員会議で行い、各ホームや各委員会で話し合い、出された意見をもとに主任代表者会議で検討し、随時改善へと結びつけている。 今後は改善計画の作成が望まれる。		

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】 園長は「事業運営指導計画」や広報誌で自らの役割と責任を表明している。職務分掌でも園長の役割と責任を文書化し周知している。有事は非常災害対策計画の役割分担で副総括は総括の補助とすることを明確化しているが、職務分掌などで、園長不在時は主任に権限を託すの明確化が望まれる。		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】 京都市養護施設施設長会や研修に出席し遵守すべき法令を把握している。利害関係者とは適正な関係を維持して運営をしている。法令改正や新しいニュースは、職員会議で報告し周知している。法令に基づいた点検や整備も行っている。遵守すべき内容のリスト化や関係法令の整備をして更に周知を図ることが望まれる。		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

子どもの養育や支援を考える養育検討委員会会議には、必ず園長は出席し検討・課題の分析をしている。職員の見解は、ホーム会議を通して主任・代表者会議で吸い上げ、養育検討委員会に提案している。園長は積極的に研修に参加し自己研鑽に努めている。また、研修委員会で職員への教育の充実をはかっている。各委員会、処遇検討会には園長も参加をしている。組織的な委員会や会議でPDCAサイクルの取り組みを指導している。

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【コメント】

園長は経営の改善や支援の充実をはかるために、各ホーム会議で出た意見を主任・代表者会議で検討し、職員募集や配置換えなどの人事面や施設の予算などの計画に活かしている。労務・人事については園長が、財務については書記が中心になって主任・ホーム長で構成する代表者会議で検討している。子どもの処遇を担当する職員から予算ヒヤリングを実施している。

## 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者  
評価結果

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

b

【コメント】

「処遇改善加算計画」で職員を配置し必要な福祉人材や人員体制について明確にしている。また、研修委員による研修計画により必要な研修を位置づけ実施されている。小規模グループケアの申請を目指して専門職員の配置や人員体制の充実を努めている。具体的な採用方針による採用活動を2月に予定されている。今後福祉人材の確保を計画的に行われることが望まれる。

② 15 総合的な人事管理が行われている。

b

【コメント】

法人は要覧に使命や基本方針を明らかにし、職員倫理綱領や行動規範で目指すべき職員の姿を表記している。人事基準は就業規則で明確にし周知して常に職員は確認できるようにしている。改善委員会の実施要綱で給与面の人事基準は明確にされている。職員個々の目標管理や職員の希望を確認するヒヤリングを行うなどの総合的な人事管理の実施が望まれる。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【コメント】

園長・書記による給与集計データで職員の就業状況を把握している。勤務体制は、1か月単位の変形労働時間制の導入や時間的調整勤務を採用しワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みはされているが制度にはなっていない。福利厚生は共済会やソウエルクラブ、職員会で充実をはかり、職員間の親睦を図っている。内部・外部に相談できる窓口を利用できることや健康診断・インフルエンザ予防接種が受けられるなど、充実している。園長と職員の個別面談の位置づけを課題としている。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】 職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されていず、今後取り組む予定で、現在着手中である。		
②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
【コメント】 倫理綱領や職員行動規範で「期待する職員像」を明確にし職務分掌や研修計画の中に必要な専門資格を明示している。研修委員による研修計画で教育・研修が実施され受講後にはレポート提出を義務付けている。委員会で定期的に会議を持ち振り返りをしている（振り返りノートで確認）。外部研修は希望者や該当者が参加し、伝達研修により共有している。		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
【コメント】 新規採用者の研修は入職前から研修が組まれており、OJTはホームで対応している。外部研修は研修委員会が情報提供し参加希望者を募っている。大規模研修は、職員の希望も考慮しながら園長の指名で参加に結び付けている。職員一人ひとりの研修履修表、階層別研修の実施、スーパービジョンの体制は整備中である。		
(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
【コメント】 実習生の受け入れは「実習の手引き」「施設実習実施要領」で基本姿勢を明確にしている。保護者には入所時、子どもには事前に説明している。通年を通して実習生を受け入れている。反省会は各ホームでの反省会、終了時には全体反省会をしている。学校によっては、学校毎で反省会を行うこともある、などで学習する機会が保証されている。社会福祉士実習のプログラムは作成している。個々の実習生に応じたプログラムの実施や子どもや保護者の個人情報の開示範囲など、今後の検討課題としている。実習指導者への研修は実施できていなかった。		

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
【コメント】 ホームページ・広報誌を通して、理念や基本方針・事業内容や財務などの情報を公開している。また、第三者評価の受診や苦情の体制についてはホールに掲示している。広報誌で苦情解決委員会の開催と出された苦情の内容を公開している。苦情はファイルにとじて会議室に置き、誰でもが見られるようにしている。地域には広報誌「積慶園だより」や「要覧」を配布し、会議などで説明している。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 事業運営計画は職務分掌(1)で職員の役割を明らかにし(2)で職員が担当する事業費の細分化がしてある。また、経理規定にそって予算や決算の事務が遂行されている。公正かつ透明性の高い適切な経営・運営のための取り組みとして決算時は法人監事による監査と税理士による外部の監査を受け、広報誌・ホームページで公表している。また毎月税理士による帳面の点検があり、その都度相談や指導を仰いでいる。		

#### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】	
地域との交流は「対外組織について」で基本的な考え方を文章化し「事業方針」で地域とかわる姿勢を示している。自治会活動、PTA活動、学級代表に参画している。自治会の活動に職員が役員となり、体振と少年補導の役員として区民体育祭の核となり地域に貢献している。区民体育祭の練習を園庭で行い、体育祭の飾りつくりや打ち上げにも園の施設を開放している。子どもたちの学校の友達は毎日遊びに来ている。小・中のクラブ活動の支援や中・高生の通塾にも対応している。榎原地域子育て支援連絡会にも加入し、地域の多くの人との交流がある。日常的な買物は近くの店に行き、通院は個々の状態に合わせて地域の医院や嘱託医・専門医にかかっている。	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】	
「ボランティアに関する事項」で受け入れの基本姿勢・手順を明文化し、ボランティア受け入れマニュアルは実習生の受け入れマニュアルを共有している。縫製・清掃や環境整備・茶道・読み聞かせ・学習、行事や遊びでのボランティアなど長年続けられている複数のボランティアに来てもらっている。登録やオリエンテーションの時に個人情報保護や子ども達との関わり方などボランティアをして貰ううえで必要なことを最小限ではあるが研修としている。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】	
養育・支援に関係ある機関や団体、子どもの状況によって対応する社会資源を表記したリストをスタッフルームに掲示、職員会議で周知、活用している。小・中学校とは年間に3回情報交換をしている。また、児童相談所のケースワーカーが3年に1回来訪し情報交換をしている。榎原子育て支援連絡会は地域のネットワークとなるもので、2カ月に1回会議をし、1年に3～4回（演劇鑑賞や移動動物園、クリスマス会など）の催しを一緒にしている。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
【コメント】	
榎原子育て支援連絡会や自治会の体育振興会・少年補導の役員、小学校では地域委員となり、積極的に活動に参加し地域の福祉ニーズや生活課題の把握に努めている。民生委員が行う高齢者対象の「健康すこやかサロン」でも地域のニーズを聞いている。榎原地域は地域交流が積極的に行われ地域で子どもたちを育ててもらおう空気が作られている。	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
【コメント】	
榎原子育て支援連絡会の催しや自治会の会議や活動、地域委員の活動や健康すこやかサロンなどにホールを提供している。平成4年から行っている「集いの広場」での子育て支援など、地域コミュニティの活性化やまちづくりに貢献する公益的な事業として積極的に行っている。	

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】 理念・基本方針・倫理綱領・行動規範で子どもを尊重した養育姿勢を明示し職員会議で説明している。積慶園要覧に権利を護り尊厳を守る姿勢を活動の写真とともに載せている。園のホールに理念を掲示すると共に職員には研修を実施し、権利擁護のアンケートを実施している。		
②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
【コメント】 プライバシー保護のマニュアルを整備し、職員には会議や研修で周知している。子どものプライバシーを守るようにホームのリフォームを行い、高校生は個室、中学生は2人部屋を家具やパーテーションで仕切るなど個室化を図っている。子ども達にはホーム会議や生活の中で「プライバシー」の話をしている。保護者には入所時に説明をしている。		
(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】 要覧を写真・絵・図で分かりやすく見直し変更をしている。入所希望者には要覧や入所のしおりを活用して丁寧に説明している。見学には随時対応し業務日誌や行事予定に記録している。		
②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
【コメント】 養育・支援の開始が決まれば、子どもたちにもわかりやすく作成し直した要覧・入所のしおり・ルールブックなどで丁寧に説明している。子どもや保護者の自己決定を尊重し、個々に合わせた工夫や配慮に努め、意思を確認した場合は業務日誌に記載している。意思決定が困難な子どもや保護者に児童相談所と共により丁寧に説明をしている。		
③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
【コメント】 措置変更や移行に当たっては「措置変更対応マニュアル」により「継続支援計画」を作成し家庭支援専門相談員や子どもの担当者が中心に準備を行い、児童相談所が必要な関係機関を招集しケースカンファレンスを行っている。今年度、巣立ち委員会を立ち上げ、巣立ちのプロジェクトで高校2・3年生を対象に退所後の生活への見通しが立てられるような取組みや子どものアフターケアに取り組んでいる。措置延長は現在はハンディのある児童や通信教育を受けている期間を見通し受け入れている。退所時には「引き取りに関するチェック項目」で引き継ぎ書やアルバムを渡している。退所後の相談方法や窓口は元担当やブロックホームが窓口になり入所のしおりに明記している。アフターケアの取組みは、退所後一年間に三回の訪問や連絡で様子を把握し相談にのり、アフターケア記録に記入している。		
(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者 評価結果
①	33 子ども満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
【コメント】 生活全般の満足度を確認するために、子ども会議（年2回）・子どもを入れたホーム会議や意見箱などから意見や要望をくみ取り、養育検討委員会会議で検討・分析し、WiFiの設置や浴室の移転などの要望に応え改善をしている（子ども会議の議事録で確認）。子ども会議の回答は個々のホームで説明し図書室に掲示して周知している。個別の面談や聞き取りはホームによってさまざまであるが、子どもの様子により随時実施しているが、定期的には行っていない。		



(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

a

【コメント】

苦情解決の体制を整備し仕組みを玄関ロビーに掲示し入所時には説明をしマニュアル「苦情対策の手引き」に添って対応している。苦情記入カードは図書室に置き;意見箱は図書室に設置している。苦情のファイルは会議室で公開している。当人へのフィードバックもし、プライバシーに配慮したうえで広報誌「積慶園便り」で公開している。

② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

b

【コメント】

子どもが相談したい時や意見を述べたい時に方法や相談相手が記入してある「権利ノート」を入所前に説明しているが、入所後には活用ができていない。自由に意見を表明できることや外部の相談場所も利用できることを図書室に記載している。また、相談しやすいスペースを確保している。今後は「権利ノート」の活用が望まれる。

③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

b

【コメント】

日々生活の中で、話しやすい雰囲気を作り、子どもが相談や意見を言いやすくしている（ホーム見学時に確認）意見箱や子ども会議で子どもの意見を聞いているがアンケートは実施できていない。子どもたちの意見は養育検討委員会でまとめて、ホーム会議や職員会議で共有している。記録の仕方についてはマニュアルを職員に周知し活用している。対応マニュアル等の定期的な見直しが求められる。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者  
評価結果

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【コメント】

リスクマネジメントは養育検討委員会が担当し「事故対策マニュアル」に沿って「事故への対応」「緊急連絡」そして、事故が発生した時は「事故対策委員会」の設置で、事故原因の分析や対応の方法を決めている。「事故報告書」を作成し記入の仕方や連絡方法を明記し、事故別に対策事項を記入している。ヒヤリ・ハット記入用紙（書きやすく見直ししやすいように工夫）の改善で活用方法を明確にし、事例の収集をもとに研修委員会で組み立てた研修を実施している。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【コメント】

安全・事故対策マニュアルは食中毒への対応について、予防と発生時の対応方法、衛生管理を記入している。行政研修で栄養士や関係職員を中心とした研修を受講し伝達研修をしている。また、年1回は嘱託医による研修を受けて共有している。施設全体と各ホームに医療担当を設置し速やかな対応ができるようにしている。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

b

【コメント】

非常災害対策マニュアルの中に災害発生時の対応方法が決められ、園児職員の安否確認の方法を明記している。「非常災害対策計画」で定められ、立地条件から火災・地震の訓練を毎月行い年2回は消防署と連携して実施している。備蓄品持ち出し品のリストが作成され、責任者と保管場所も明確にしている。地域への支援体制も明確にしている。「事業継続計画」は一部マニュアルに記載されているが職員への周知と検討が望まれる。

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
【コメント】	
支援マニュアルで指導・援助・支援に関する基本事項や子どもとの関わり方など標準的な実施方法が記載されている。また「人権に関する基本事項」として児童の権利擁護や体罰や不適切な関わりについて記載され、新規採用時や職員研修で周知徹底されている。「全国児童養護施設協議会のチェックリスト」を年2回実施し養育の振り返りや自己点検をしている。	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
【コメント】	
標準的な実施方法が定められ、検証や見直しは年2回の自立支援計画の見直し時に行い、振り返りと共に標準的な実施方法に反映され、見直されている。見直しに当たり子どもの声や保護者の声も反映されている。	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
【コメント】	
支援マニュアルで「自立支援計画について」で担当者が作成し責任者を施設長としている。入園時に児童相談所から入手したアセスメントを中心にあらゆる情報を入手して入園時の会議を行い「児童記録用紙」でアセスメントをしている。自立支援計画は、決められた様式で作成され、子ども一人ひとりのニーズや養育の内容が記載されている。手順は4月に担当者・心理担当職員・家庭支援専門相談員が同席して立案する。中間と年度末に見直しを行っている。ケースにより里親支援専門相談員や担当者または自立支援コーディネーターが同席している。困難ケースの場合は養育検討委員会会議やケースカンファレンスを実施している。	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
【コメント】	
支援マニュアルの記載に沿って、毎月一人ひとりの援助計画の検討・評価・見直しを実施すると共に策定時と年度の中間や年度末に、自立支援計画どおりの養育支援が行われているかを検討し見直している。見直しの前には子どもの意見や要望を聞き取っている。自立支援計画はブロック会議や職員会議で全職員に周知させている。緊急な変更がある時は日常支援の中のチームで行っている。	
(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	
① 44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
【コメント】	
個人記録に養育・支援の実施状況を記入し自立支援計画に基づいて養育されていることを確認することができる。健康記録表や児童記録用紙、自立支援計画など統一した用紙があり、「ケース記録について」のマニュアルで記録の統一化を目指して新規採用時に研修をしている。職員間での情報の共有は養育検討委員会や職員会議、そして回覧でしている。ネットワークシステム導入は業務短縮の視点で整備中である。	
② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
【コメント】	
記録の管理責任者を園長とし管理規定で保管場所、保存年限、廃棄方法を定めている。職員には個人情報保護の観点で研修を実施し遵守している。漏洩に対する対処方法は就業規則第20条制裁で記載されている。SNSの取り扱いスマートフォンで写真や動画は撮らない、記録などをLINEで流さないことを決めて、緊急で記録を流す時はインシヤル表記にして最低限にするなども決めている。子どもや保護者には随時説明している。	

内容評価基準（25項目）

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの権利擁護については職員倫理綱領や職員行動規範、支援マニュアルに沿って養育支援を実施している。職員は年2回のチェックリストで自己評価を行い権利擁護の取組を振り返る機会としている。当施設は宗教法人であるが、子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し、毎夕行われているお参りは、全員知っているが強要はしていない。小学生以下については一緒に行くことが多いが、中高生については自由参加である。</p>	
(2) 権利について理解を促す取組	
① A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもに対し自他の権利についての正しい理解を促す取組として、権利ノートの活用は児童相談所と連携しながら、入園時に読み合わせで丁寧に一人一人に伝え説明しているが、定期的に読み合わせをするなどは行っていない。子どもには日常生活の中で折にふれて、友達や自分も大切な存在であることを伝えている。職員間で子どもの権利に関する学習は、研修や自己評価で行っている。利用者アンケートで子どもが相談場所を知らないという記述もあり、園としても権利ノートの活用を課題としている。</p>	
(3) 生き立ちを振り返る取組	
① A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a
<p>【コメント】</p> <p>子どもの生き立ちを振り返る取組としては、子どもの発達や個々の事情・状況に合わせて個別に進めている。ホームの担当者が進めたり、心理セラピーの中で進めるなど、子どもの状況に合わせて取組、事実を伝えた後も、子どもの変容などを十分に把握し、心理士とともに適切なフォローをおこなっている。アルバムはすべての子どもが持ち、自由に見たり、他児に見せたりしている。アルバムの整理については、担当者が子どもと一緒に作ったり、セラピーの中で作ったり、子どもの状況に合わせている。</p>	
(4) 被措置児童等虐待の防止等	
① A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>体罰や不適切なかかわり（暴力・虐待）について、就業規則に（第3章禁止行為や第20章制裁）で詳しく記載されている。子どもが自分自身を守るための知識や具体的な方法については「とびら」学習（生教育）の中で取り組まれている。子ども自らが訴えられるように図書室の意見箱のそばに相談できるところを記入して張り出している。職員は年2回チェックリストで不適切な関わりになっていないか振り返っている。コンプライアンス規定で通告者が不利益にならないように明確にしている。</p>	
(5) 子どもの意向や主体性への配慮	
① A5 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】</p> <p>園全体の子ども会議は年2回、ホーム会議は年4回以上適時（長期休暇の前に休み中の生活などを話し合うことも多く生活全般について共に考えている）おこない日常生活の中でのやり取りも含めホーム日誌に記載している。余暇の過ごし方は、塾・部活・アルバイトが行えるように支援をしている。児童の小遣いは中学生以上はすべて自分で管理し小遣帳につけている。小学生以下は職員と共に、小遣いの使い方を話し合い、自分で小遣い帳が記入できるように見守っている。</p>	

(6) 支援の継続性とアフターケア

①	A6 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
---	---	---

【コメント】

支援の継続性とアフターケアについて、同法人乳児院からの移行は3歳を基準にその子どもの様子や状況に応じて進めている。子どもの状況に合わせて1か月～3か月の期間で、職員が乳児院に行ったり、乳児院から遊びに来るなどを繰り返し、移行期の訓練を行っている。迎える際には、心理担当職員による入所初期面接の実施で子どもの不安を理解し受け止めている。在園時にも説明して温かく迎えることが出来るようにしている。巣立ちプロジェクトを立ち上げ、退所への見通しが持てる準備を行うと共に、家庭復帰や施設変更に当たってのアフターケアは関係機関との連携を持ちながら進め、安定した生活ができるようにしている。

②	A7 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

退所後、子どもの安定した社会生活に向けてのリービングケアは「巣立ち委員会」を立ち上げてアフターケアを積極的に取り組んでいる。元担当者や元担当部署を退所後の相談窓口とし支援をしていくことを伝えている。退所者の状況把握時やアフターケアの取り組みは「アフターケアの記録」に記入している。年1回、退所者が集まれる「You友フェスタ」なども開催されている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
--------------	-------------

①	A8 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
---	---------------------------------------	---

【コメント】

子どもが表出する感情や言動を丁寧に受けとめて、ホーム会議や養育検討会議、ケースカンファレンスなどで話し合っている。子どもの行動上の問題が虐待体験や分離体験などに伴う苦痛や怒り、見捨てられ感など、子どもの心の要因について検討している。話し合われた内容を自立支援計画や個人記録に記載されている。子どもの感情に寄り添い理解するために利用者アンケートの実施も検討している。

②	A9 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
---	--	---

【コメント】

子どもの基本的要求が日常の職員とのやり取りの中で満たされるように努めている。子どもとの個別の時間を可能な範囲でとれるように工夫し（小さい年齢の子どもにはお風呂や食事時間の中で、大きい子どもには小さい子どもが寝てからの時間帯で等）子どもと職員との関係性を重視している。ホームの身近な職員が、一定の裁量権を持ち、ルールブックに「職員と相談や職員に伝える」など記載し、子どもとの日常のやり取りやホーム会議での意見を取り入れるなど、柔軟に対応できている。例えば、5時半が門限だが友達誕生会に行く時など、現場の職員の判断で門限を柔軟に対応している。

③	A10 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
---	---	---

【コメント】

子どもの自立に向けて子ども自身が行えるように見守っている（様子を日誌に書き留め、まとめて個人記録に移している）。担当職員で判断しかねることは、ホームの他の職員に相談したり、内容によっては養育支援会議や主任会議でも話し合わせ、子どもが主体的に解決できるように支援をしている。職員の育成について、本館では職員が複数勤務が多いので、良いことも悪いことも声掛けができたり、他の職員の行動を見て学ぶこともできるが、小規模ホームでは1人勤務が多いので、小規模4ホームでの連絡会議を定期的に関き、外からの意見を聞いている。また、判断に困るときは本館から応援に行っているが、職員間の価値観のすり合わせなど職員の育成の難しさを覚えている。

④	A11 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
---	-----------------------------	---

【コメント】

子ども個々の力や発達に合わせて自立支援計画を作成し実施している。子ども会議や子どもを入れたホーム会議で子どものニーズを把握し、ニーズに応えられるようにしている。応えられない場合や時間がかかる時は子どもにフィードバックをしている。発達に応じた学びや遊びの場の保障については、ボランティアの充実を図り読み聞かせ、生活、学習ボランティアに来てもらい子どもの要望に応えられるように努めている。放課後デイサービスを利用して遊びや学びの場を保障しているケースもある。図書購入は子どものリクエストにも応じて充実させている。学校との協議会や個別懇談を通して学校や地域にある学びや遊びの情報交換をおこなっている。

⑤	A12 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
---	--	---

【コメント】

日常生活の中で社会生活に必要な社会常識や社会規範、知識・技術など身につくように支援している。例えば学校の部活動で校区外に行くとき、行き方の方法、かかる時間、費用など子どもと一緒に調べたり、日常の食材を一緒にスーパーなどに買いに行き、エコバックがいることやトレーやペットボトルのリサイクルを知らせている。外出時も都市交通を使っていくなど、家庭で経験するようなことを体験できるように努めている。標準的な実施方法で衣・食・住・清潔などについては定めて自己管理ができるように支援をしている。また、携帯・SNS・Wi-Fiは中高生で使い方を説明し、ルール化するなど子ども会議やホーム会議で現状に合ったルールと一緒に考え作っている。

(2) 食生活

①	A13 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
---	--------------------------------	---

【コメント】

食育に力を入れ、食育計画を作成し給食だよりを配布し、食に興味を持てるようにしている。栄養士と調理師が主になり、キッチンクラブを設立し、通信の発行、すべての子どもを対象に、年齢に応じた料理作りやおやつ作り、ホーム調理を企画している。また、月2回のホーム献立で各ホームで職員が調理をし子ども達が手伝いをする家庭的な食事体験をしている。年1回嗜好調査も行われ子どもたちの食の変化や要望を把握している。配膳や食事の準備を職員と一緒にし、自分の食べられる量をよそい、お代わりも自分でよそうなど、食を楽しみながら食べている食事風景を確認する。アルバイトにいく児は先に食べて出かけている。

(3) 衣生活

①	A14 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
---	---	---

【コメント】

標準的な実施方法に衣生活について清潔で体に合い季節にふさわしい衣服やTPOに合わせた服装と記されている。衣服の購入は中学生以下は職員と高校生は友達と行くことが多い。綺麗で小さくなった衣服は下の子どもに回すこともある。洗濯については、中・高生の希望者は自分でできるようにし、職員にってもらう場合は出す場所を決めている。アイロンかけも自分でしたい子どもは年齢に合わせてやらせている。取り入れた洗濯物は職員がたたみ年齢により片付けさせている。繕い物は職員が行っている姿を見せている。

(4) 住生活

①	A15 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
---	--	---

【コメント】

標準的な実施方法で各部屋の使い方や整理整頓の仕方など住生活について定めて、机や引き出しロッカーなど個人の場所が決めている。子どもにとって居心地の良い環境づくりをしている。中学生は二人部屋だが、プライベートの空間になるように家具の配置を工夫している。高校生になれば一人部屋と考えている。破損箇所は速やかにその都度修繕されている。

(5) 健康と安全

①	A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
---	---	---

【コメント】

健康管理については標準的な実施方法で定められ、一人一人の子どもを心身の健康を管理している。予防接種や年2回の内科検診の受診状況は健康記録表にまとめられている。身体的な健康だけでなく、心理・情緒面での健康にも配慮し、心理職員とホーム職員と話し合い児童相談所の診療科を受診することもある。職員には嘱託医による研修が実施され知識を深めている。

(6) 性に関する教育

①	A17 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
---	--	---

【コメント】

性の尊重に関しては子どもの疑問や不安に対して生活の中で子どもたちに伝えている。年長児以上から「とびら」＝生教育のプログラムを年齢に応じてはじめている。「とびら」教育は、低学年では、赤ちゃんが生まれるまでの話、プライベートゾーンの事やいいタッチ悪いタッチの話、小6からは男女に分かれて体の変化、生理について、気持ちの変化、中学性には性的話や性交渉について、またSNSなどの話もされている。職員も内外部の性に関する研修に出たり、職員同士で勉強しあって子ども達に伝えている。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A18 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
---	--	---

【コメント】

行動上の問題があった子どもに対して、職員は子どもを理解するために生活の中で子どもやホーム会議で話し合いケースカンファレンスや養育検討委員会で問題の要因を分析している。また、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるように、外部講師からのスーパーバイズを受けてより子どもの理解を深めるようにしている。暴力に遭遇した職員は「暴力についての振り返りシート」（平成29年度に暴力について職員で話し合い作成）を記入し、ホームで検討して養育検討会議で討議後に回覧で共有している。内容によって、心理担当職員によるケアを受けている。また、随時関係機関と協議して情報共有を行っている。

②	A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように施設全体で取り組んでいる。	a
---	---	---

【コメント】

子ども間の暴力・いじめ・差別などが生じないように、職員は「暴力振り返りシート」を使い適切な対応への振り返りを行っている。問題の発生予防のために、ヒヤリハットなどを活用し見直しを行っている。生活グループの構成は、子ども同士の関係性、年齢、障害への配慮をしているので、基本的にホーム移動を行わないようにしている。課題のある子や入所間もない子どもは心理担当職員の面談を実施し個別援助を行っている。暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した時は児童相談所に速やかに報告を行い協力を得ながら対応している。

(8) 心理的ケア

①	A20 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

臨床心理士を配置し、心理的ケアが必要な子どもへの対応に関しては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定され、定期的にカンファレンスを受診している。処遇職員と心理担当職員は常に話し合いがもたれている。職員は心理担当職員にスーパーバイズを受けることができる体制にある。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A21 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
---	-----------------------------------	---

【コメント】

ホームで一人ひとりの机があり個別のスペースを確保している。小学生は低学年を中心に学力に応じた学習支援として、元教諭の4名のボランティアより週に一回15時から学習指導を受けている。中学生はテスト前の三日間学習補充をしてもらっている。中学生以上は全員塾に通っている。学力の低いケースは学校の先生と連携を取り基礎学力の回復に努めている。ホームで宿題の後に時間割を合わせ職員に点検をしてもらっている姿を確認する。障がいのある子どもは学校と連携を取り、支援学校や療育に通っている。

②	A22 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
---	--------------------------------------	---

【コメント】

子どもの進路決定や退所後の子どものケアについて、今までは元担当者やホームの職員が行っていたが、施設として取り組む方向で「巣立ち委員会」を立ち上げた。巣立ち委員会では、奨学金制度の情報共有や巣立ちプロジェクトの推進などを計画している。進路決定に必要な資料の収集や保護者や各機関と連携したり、いろんなケース（進路決定後にゆきづまったり、高校を中退した子どもに施設入所を続けながら就労支援をしたり、大学進学後の資金面・精神面の生活での現実に向けての支援や情報提供など）に対応できるようにしている。四年生の通信教育で高卒資格を取っている子の措置延長を実施している。また、障がいのある子がグループホームに入るまで支援を継続している。

③	A23 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
---	--	---

【コメント】

「巣立ちプロジェクト」は高校生を対象に社会に出ていく準備で「巣立ちに向けてのプログラム」を作成している。例えば、部屋の使い方やバランスのとれた食事、社会保険に入るなど、知識的なことを伝えていき、ひとりくらしのハンドブック「巣立ちのためのヒント60」の紹介など行っている。一年に1回は研修を実施し、昨年は「お金について」をテーマに外部の講師に講演をしてもらった。実習先を開拓するにあたり、支援学校はプログラムを組んでもらっているが、中学生は体験できる場を求めている。高校生のアルバイトは推奨している。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

① A24 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

a

【コメント】

施設の相談窓口や支援方針が明記されている入所のしおりを入所時に渡し、家族との信頼関係づくりに取り組み、家庭支援専門相談員の役割と窓口になることを家族に紹介している。保護者との外出や一時外泊後に子どもの話を聞いたり、注意深く観察したりしている。初めての外泊には児童相談所と一緒に家庭訪問することもある。子どもに関する学校、地域、施設等の行事予定や情報を、家族に随時知らせ、必要に応じて行事への参加や協力も伝えている。

(11) 親子関係の再構築支援

① A25 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

a

【コメント】

家庭支援専門相談員を中心に親子関係再構築のために、ケース記録や児童自立支援計画で支援方法を明確にし職員で共有している。家庭支援専門相談員は面会時の立ち合いや、保護者とも定期的な面会を設けて保護者の気持ちのケア、養育力の向上に向けて働きかけ家族療法事業報告書に記入している。児童相談所や関係機関とは必要時には協議をしている。